

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	省エネルギー機器等導入推進事業補助金受付名簿	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	環境局環境推進部脱炭素戦略課	
個人情報ファイルの利用目的	省エネルギー機器等導入推進事業補助金の申込に係る審査や交付決定等に使用するため	
記録項目	1.受付番号、2.文書番号、3.氏名、4.郵便番号、5.住所、6.消印日、7.受付日、8.交付決定権確定日、9.補助額	
記録範囲	省エネルギー機器等導入推進事業補助金に申込を行った者	
記録情報の収集方法	補助金の申込書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （ 所在地 ）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □ 有 ■ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）— （ 所在地 ）—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）— （ 所在地 ）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	大型ごみ収集受付データベース	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	環境局資源循環部廃棄物計画課	
個人情報ファイルの利用目的	大型ごみ収集申込受付のために利用する。	
記録項目	1.収集日付、2.収集番号、3.受付時刻、4.申請者名、5.手数料金額、6.手数料金額、7.電話番号、8.校区、9.住所、10.所管区域、11.収集部門、12.受付者名、13.収集品目	
記録範囲	大型ごみ収集申込者	
記録情報の収集方法	電話、FAX による申込者への確認	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （ 所在地 ）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □ 有 ■ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （ 所在地 ）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）— （ 所在地 ）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	指定収集袋交付対象者一覧	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	環境局資源循環部廃棄物計画課	
個人情報ファイルの利用目的	指定収集袋を交付するために利用する。	
記録項目	1.対象者氏名 2.郵便番号 3.住所 4.配付枚数 5.配付サイズ 6.配付日 7.生年月日 8.認定日 9.申請者氏名 10.申請者住所 11.申請者電話番号 12.乳幼児氏名 13.住民日 14.住定日 15.交付決定日 16.対象者身体状況 17.生活保護受給状況 18 要介護状態区分 19.障害種別	
記録範囲	指定収集袋交付対象者	
記録情報の収集方法	関係課からの情報提供、窓口及び郵送による申請受付	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	配送業務受託者	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （ 所在地 ）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □ 有 ■ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （ 所在地 ）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）— （ 所在地 ）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	公費解体一覧表	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	環境局資源循環部廃棄物計画課	
個人情報ファイルの利用目的	公費解体事業を行うために利用するもの。	
記録項目	1.管理番号 2.申請者名 3.住所 4.所在地番 5.担当業者 6.着工日 7.完了日 8.完了立会日 9.建物概要 10.委託金額 11.連絡先	
記録範囲	公費解体申請者	
記録情報の収集方法	窓口による申請受付	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	法務局	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ■ 有 □ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	自費解体管理簿	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	環境局資源循環部廃棄物計画課	
個人情報ファイルの利用目的	自費解体申請者に償還金を支払うために利用するもの。	
記録項目	1.管理番号 2.申請者名 3.住所 4.電話番号 5.所有者 6.連絡先住所 7.り災場所 8.所在地番 9.建物概要 10.口座番号 11.受付日 12.交付決定日 13.交付確定日	
記録範囲	自費解体申請者	
記録情報の収集方法	窓口による申請受付	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	法務局	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ■ 有 □ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	産業廃棄物処理委託契約者一覧	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	環境局資源循環部廃棄物計画課	
個人情報ファイルの利用目的	市施設へ産業廃棄物を搬入する業者を確認するために利用するもの	
記録項目	1.起案日 2.排出事業者 3.住所 4.郵便番号 5.電話番号 6.産業廃棄物の種類 7.産業廃棄物の予定搬入量 8.収運搬委託事業者情報	
記録範囲	産業廃棄物処理委託契約者	
記録情報の収集方法	窓口及び郵送による申請受付	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	環境工場及び扇田環境センター	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □ 有 ■ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	ふれあい収集対象者一覧	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	環境局資源循環部廃棄物計画課	
個人情報ファイルの利用目的	ふれあい収集対象者の管理を行うために利用する。	
記録項目	1.管理番号 2.申請年月日 3.受付日 4.調査日 5.収集状況 6.申請者氏名 7.申請者住所 8.申請者名 9.申請者電話番号 10.対象者氏名 11.対象者住所 12.対象者名 13.対象者電話番号 14.対象者身体状況 15.同居人情報 16.緊急連絡先情報 17.担当ケアマネジャー情報 18.廃止年月日 19.休止年月日 20.決定年月日	
記録範囲	ふれあい収集申請者、ふれあい収集実施対象者、緊急連絡先として登録された者	
記録情報の収集方法	窓口及び郵送による申請受付	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （ 所在地 ）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □ 有 ■ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （ 所在地 ）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）— （ 所在地 ）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	ごみ減量リサイクルクイズ全問正解者一覧	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	環境局資源循環部廃棄物計画課	
個人情報ファイルの利用目的	抽選で 500 人の方にエコグッズをプレゼントするために利用する。	
記録項目	1.氏名 2.申込日時 3.郵便番号 4.住所 5.電話番号 6.年齢層（10 代毎に表示）	
記録範囲	ごみ減量リサイクルクイズで全問正解した者	
記録情報の収集方法	よろず申請本舗による受付	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □ 有 ■ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	西部交流センター浴室等減免証発行台帳	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	環境局資源循環部環境施設課	
個人情報ファイルの利用目的	西部交流センターの浴室等使用に係る減免対象者を把握するために利用する。	
記録項目	１．世帯コード、２．自治会コード、３．世帯番号、４．郵便番号、５．住所、６．方書、７．世帯主姓、８．世帯主名、９．電話番号、１０．組名、１１．備考、１２．世帯員番号、１３．姓、１４．名、１５．性別コード、１６．生年月日、１７．公布日、１８．再交付回数、１９．使用可否、２０．返納日付、２１．カード番号、２２．備考、２３．印刷区分、２４．バーコード	
記録範囲	西部交流センターの減免対象者（自治会加入者）として減免許可を受けたもの（平成３０年度以降）	
記録情報の収集方法	自治会長が自治会加入者であることを証明した本人提出の減免申請書。	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町１番１号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □ 有 ■ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町１番１号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	くみ取り台帳	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	環境局資源循環部浄化対策課	
個人情報ファイルの利用目的	し尿くみ取り異動届出書の履歴の記録および利用状況の確認のために利用する。	
記録項目	1. ID、2. 直結等年月日、3. 廃止の形態、4. 業者、5. 校区、6. 区、7. 町名、8. 番地、9. 建物区分、10. 下水道全体計画区域、11. 顧客名、12. 電話番号、13. 区分、14. 人頭数、15. 地図	
記録範囲	世帯主（管理者）	
記録情報の収集方法	本人提出のし尿くみ取り異動届出書、本人およびその家族からの聴き取り、し尿収集運搬許可業者からの情報提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （ 所在地 ）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （ 電算処理ファイル ）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （ マニュアル処理ファイル ）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □ 有 ■ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （ 所在地 ）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）— （ 所在地 ）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	浄化槽台帳	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	環境局資源循環部浄化対策課	
個人情報ファイルの利用目的	浄化槽設置届出書の記録および維持管理状況の確認のために利用する。	
記録項目	1.管理 NO、2.設置者氏名、3.設置者電話番号、4.設置場所、5.地図記号、6.下水道区域、7.建物区分、8.人槽、9.メーカー、10.型式、11.工事業者名、12.点検業者名、13.清掃業者名、14.清掃実施日、15.法定検査日、16.検査結果、17.BOD 測定値、18.不適正の理由、19.受付年月日、20.使用開始日、21.既設受付年月日、22.休止年月日、23.使用再開年月日、24.使用廃止年月日、25.廃止の形態	
記録範囲	設置者（管理者）	
記録情報の収集方法	本人提出の浄化槽設置届出書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （ 所在地 ）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □ 有 ■ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （ 所在地 ）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）— （ 所在地 ）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	三山荘利用券交付リスト	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	環境局資源循環部東部環境工場	
個人情報ファイルの利用目的	三山荘の使用料の免除に係る利用券交付のために利用する。	
記録項目	1.交付番号、2.氏名、3.住所、4.電話番号、5.交付日、6.同居家族の名	
記録範囲	三山荘利用券の交付を受けた者（平成 27 年 2 月以降）	
記録情報の収集方法	本人提出の三山荘利用券交付申請書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （ 所在地 ）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □ 有 ■ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （ 所在地 ）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）— （ 所在地 ）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		